

令和8年8月第203回定例 農業委員会総会議事録

令和8年8月10日（月）

3階 特別会議室1

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第796号	農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第797号	農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第798号	農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第799号	近江八幡市農業委員会憲章の廃止について

報告第487号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第488号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
報告第489号	その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様お疲れ様です。

それでは早速ですが定刻となりましたので、令和8年8月第203回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので
●●会長よろしくお願いします。

議 長

本日は、お忙しい中、ご参集をいただきありがとうございます。

議 長

それでは会議に先立ちまして、農業委員会憲章の唱和をお願いしたいと思います。

私が前文を申し上げますので、引き続き唱和をお願いします。

<農業委員会憲章の唱和>

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思います。

本日の現在出席委員 23名、欠席の届出 1名(9番 ●●委員)より、会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、8月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和8年8月第203回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長

まず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

10番 ●● ●●委員

11番 ●● ●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願いします。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 796 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第796号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年8月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、土田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積198㎡、世帯の経営面積、渡人200㎡、受人7,223㎡で今回の申請面積を合わせますと7,421㎡となります。渡人につきましては、東近江市猪子町●●番地●、●●●●、受人につきましては、土田町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大でございます。

番号2、土地の所在地、金剛寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,717㎡、西庄町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,201㎡、世帯の経営面積、渡人3,918㎡、受人1,949㎡で今回の申請面積を合わせますと5,867㎡となります。渡人につきましては、大津市大萱●丁目●●番●、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積158㎡、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積135㎡、西宿町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積228㎡、世帯の経営面積、渡人749㎡、受人28,316.82㎡で今回の申請面積を合わせますと28,837.82㎡となります。渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、受人につきましては、金剛寺町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地と一体利用、規模拡大でございます。

番号4、土地の所在地、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積175㎡、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積842㎡、渡人につきましては、西生来町●●番地●、●●●●、世帯の経営面積1,938㎡、同じく長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積283㎡、長光寺町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積333㎡、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積386㎡、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積476㎡、長光寺町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,495㎡、渡人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●、世帯の経営面積2,973㎡、以上7筆、3,990㎡の受人につきましては、野村町●●番地、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、世帯の経営面積1,531,015.05㎡で今回の申請面積を合わせますと1,535,005.05㎡となります。契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号5、土地の所在地、安土町桑実寺●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、登記面積224㎡、世帯の経営面積、渡人412㎡、受人12,167㎡で今回の申請面積を合わせますと12,391㎡となります。渡人につきましては、安土町桑実寺●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町桑実寺●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望、規模拡大でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第6号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員	(特になしの声)
議 長	(特に補足説明もないようですので、)皆様にお伺いします。 質問や意見はございませんか。
委 員	(特になしの声)
議 長	質問も意見もないようですので、採決に入ります。 議第 796 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。
委 員	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、原案どおり許可することに決定いたします。
議 長	それでは次に、議第 797 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可することについて、及び、議第 798 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議第797号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年8月10日提出、近江八幡市農業委員会 会長、●●●●。 番号1、土地の所在地、西庄町●●番●、登記地目、現況地目、雑種地、申請面積34㎡、西庄町●●番●、登記地目、畑、現況地

目、雑種地、申請面積4.08㎡、申請人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、上下水道管が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「ヴォーリス学園」・「ほしの恵みこども園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、進入路（通路）で、現地は、昭和56年頃に西庄町自治会が西庄町公民館を建設する際に、自治会より協力依頼があり交換され、そのまま現在に至っております。今回、土地の整理をしたところ、転用許可を得ていないことが判明したため、申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第798号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和8年8月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、村地清広。

番号1、土地の所在地、西庄町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、申請面積23㎡、渡人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、同じく西庄町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積56㎡、渡人につきましては、西庄町●●番地、●●●●、以上2筆、79㎡の受人につきましては、西庄町●●番地●、株式会社●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西庄町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は売買です。転用目的は、露店資材置場で、資材置き場スペースが手狭になり、近接地である申請地を活用するため、申請されたものです。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

議第797号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第798号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行

っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、16番 ●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

7月31日に、議第797号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第798号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて 9番 ●●●●委員、20番 ●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、協議した結果を報告します。

4条の案件です。

この申請地は、顛末案件であり、現況はすでに埋められており、進入路として使われています。隣接に農地が無いことから、問題ないと考えます。

次に5条の案件です。

申請地の西側には、現在農地がありますが、所有者は違うものの露天駐車場として順番に許可を得られている土地であり、実際には、隣接に農地が無いことから、問題ないと考えます。

第4条許可申請1件、第5条許可申請1件、計2件の案件について、全て立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上、現地踏査結果報告を終わります。

議 長

お疲れさまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

エとか（ア）とかをもう少し詳しく説明してください。

事務局長

第3種農地と判断させていただく中で、4条については隣接で公共施設が2つ以上、上水道、下水道が2つ以上埋設されているということで第3種と判断させていただきました。5条につきましては、街区中、街区というのは今赤色で囲んでいるところでございます。宅地率というのがございまして、それが40%以上あれば第3種と認めていいですよと、第3農地の（ア）のbのbと

書いてあるのが40%以上という形になっています。4条で言いますと、エのアのaのa、これは上下水道管が2つ以上埋設されていて概ね500メートル以内に2つ以上の教育施設があります。この他にも駅があつたりというのもありますので、臨時総会の際にお渡しした資料の中に、どういう場合に3種、10ヘクタール以上の広がりがあれば何種というのがありますので、事務局はその都度、何種農地になるのか、どのような基準に適合したのか説明させていただきます。複合してとれる場合は都会率が高い方で判断しております。

委 員 (エ) やアとかは、判断基準がかかれていますか。

事務局長 そうです。

議 長 他にございませんか。
質問も意見もないようですので、採決に入ります。
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に
議第 799 号 近江八幡市農業委員会憲章の廃止についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第799号、近江八幡市農業委員会憲章の廃止について、上記の議案を提出する。令和8年8月10日、近江八幡市農業委員

会会長、村地清広。

内容としましては、近江八幡市農業委員会憲章（平成２２年近江八幡市の農委告示第１０号）は廃止するということです。提案理由としましては、上位憲章である全国農業委員会憲章に統一を図るため、近江八幡市農業委員会憲章の廃止を行いたく、本議案を提出するものであります。もう少し詳しく説明させていただくと、画面をみていただいて左側が近江八幡市農業委員会憲章でございます。右側が全国農業委員会憲章でございます。皆様がお持ちの手帳に書かれています。この農業委員会憲章ですが、平成２８年５月２６日、２０１６年の全国会長大会で確認されたものでございます。会長から調べてほしいということで、事務局で調べましたところ滋賀県内、全部で１９市町ございまして、市、町独自で憲章を作られているところを見ますと大津市、彦根市、高島市、湖南市、日野町、近江八幡市の６市町でございます。近隣で言いますと、日野町の農業委員会憲章を見ますと、特産品づくりという内容が憲章の中にあります。そのほかの市に関しては近江八幡市とほとんど内容は一緒になっています。近江八幡市の中で新基本法農政というのがありまして、調べましたところ平成１１年に施行されました、食料、農業、農村基本法のことを新基本農政と言います。旧で言いますと、農業基本法というのがございまして、昭和３６年に制定されたものです。その後新基本農政ということで現在ではその改正が行われているところですので新基本農政の推進に努力しという言い方は間違いではないということでございます。ほとんどのところが全国農業委員会憲章を使われている中、会長、副会長、農政部会に諮らせていただいて全国農業委員会憲章を唱和しようということになり、今回廃止の提案をさせていただいたところです。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 （特になしの声）

議 長 質問も意見もないようですので、採決に入ります。

議第 799 号 近江八幡市農業委員会憲章の廃止については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 それでは、次に報告第 487 号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 488 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 489 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第487号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和8年8月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町常楽寺●●番●、畑、121㎡、安土町常楽寺●●番●、畑、181㎡、受理日及び受理番号、令和8年6月30日、●●番、住所氏名、安土町常楽寺●●番地、●●●●、理由としましては、住宅敷地でございます。

番号2、土地の表示、西本郷町●●番●、田、218㎡、西本郷町●●番●、田、310㎡、受理日及び受理番号、令和8年7月8日、●●番、住所氏名、中小森町●●番地●、●●●●、理由としましては、共同住宅でございます。

報告第488号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和8年8月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、多賀町●●番●、畑、293㎡、受理日及び受理番号、令和8年6月29日、●●番、渡人につきましては、新左衛門町●●番地、●●●●、受人につきましては、北之庄町

●●番地●、●●号、●●●●、理由につきましては、自己用住宅、区分につきましては、贈与でございます。

続きまして、報告第489号、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和8年8月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては10件ございまして、全て賃貸借契約解除でございます。

以上でございます。

議 長

ただ今の、報告第487号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第488号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第489号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員

(特になしの声)

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

村地 清広

以上で本日の総会日程は終了しました。

これをもちまして第203回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時5分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員